

大監第 19 号
平成 29 年 8 月 23 日

大台町長 尾 上 武 義 様

大台町監査委員 中 井 裕

大台町監査委員 堀 江 洋 子

平成 28 年度 経営健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

記

審査の意見及び概要

別添、平成 28 年度経営健全化審査意見書のとおり

平成 28 年度 簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	26 年度	27 年度	28 年度	経営健全化基準	備考
(1) 資金不足比率	—	—	50.6	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

平成 28 年度決算においては、歳出額が歳入額を上回り、歳入不足が生じたため、資金不足比率は、50.6%となっている。これは、次年度から事業運営形態を上水道に移行し、公営企業会計（地方公営企業法適用事業会計）となるための打ち切り決算が影響していると思われる。

3 是正改善を要する事項

打ち切り決算により資金不足が生じているが、例年のように出納整理期間があったと仮定し、水道事業の例月出納検査の数値を合わせてみると、歳入不足には至らず、資金不足額はなく、資金不足比率は算出されないと判断する。しかし、引き続き一般会計繰入金削減の経営研究が必要と思料される。

平成 28 年度 生活排水処理事業特別会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	26 年度	27 年度	28 年度	経営健全化基準	備考
(1) 資金不足比率	—	—	—	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

平成 28 年度決算において歳入額が歳出額を上回り、資金不足の状態ではないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

3 是正改善を要する事項

一般会計繰入金削減の経営研究が必要と思料される。